

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

### ◇企業管理規程

鳥取県企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県企業局公印規程の一部を改正する等の訓令

### ◇企業訓令

鳥取県企業局公印規程の一部を改正する等の訓令

## 企業管理規程

鳥取県企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

### 鳥取県企業管理規程第二号

鳥取県企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県企業局組織規程（昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

#### 別表中

鳥取県企業局西部事務所	米子市	鳥取県営
鳥取県佐治発電所建設事務所	八頭郡佐治村	鳥取県企

佐治発電所

八頭郡佐治村

企業局西部事務所

米子市

に改める。

#### 附 則

この企業管理規程は、昭和五十八年四月一日から施行する。

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

### 鳥取県企業管理規程第三号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程(昭和四十一年十二月鳥取県企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一職務の等級分類表イ一般職員の表の三等級の項第二号中「若しくは主幹」を削り、同項四号中「処理する」の下に「主幹又は」を加える。別表第一職務の等級分類表イ一般職員の表の四等級の項第一号中「係長」の下に、「主幹」を加える。

附 則

この企業管理規程は、昭和五十八年四月一日から施行する。

鳥取県営企業財務規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県企業管理規程第四号

鳥取県営企業財務規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県営企業財務規程(昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の鳥取県管電氣事業勘定科目の資産の部の(ロ)の表中「減価却引当金」や「減価却累計額(貸方)」や「普通償却引当金(貸方)」や「普通償却累計額(貸方)」を削り、「特別償却引当金(貸方)」や「特別償却累計額(貸方)」を加える。

別表第一の鳥取県管工業用水道事業勘定科目の資産の部の(ロ)の表中「建物減価却引当金」や「建物減価却累計額」を削り、「構築物減価却引当金」や「構築物減価却累計額」を削り、「機械及び装置減価却引当金」や「機械及び装置減価却累計額」を削り、「車両運搬具減価却引当金」や「車両運搬具減価却累計額」を削り、「工具、器具及び備品減価却引当金」や「工具、器具及び備品減価却累計額」を削り、「その他有形固定資産減価却引当金」や「その他有形固定資産減価却累計額」を加える。

別表第一の鳥取県管電氣事業勘定科目の資産の部の(ロ)の表中「構築物減価却引当金」や「構築物減価却累計額」を削り、「機械及び装置減価却引当金」や「機械及び装置減価却累計額」を削り、「車両運搬具減価却引当金」や「車両運搬具減価却累計額」を削り、「船舶減価却引当金」や「船舶減価却累計額」を削り、「工具、器具及び備品減価却引当金」や「工具、器具及び備品減価却累計額」を削り、「その他有形固定資産減価却引当金」や「その他有形固定資産減価却累計額」を加える。

別表第一の鳥取県管電氣事業勘定科目の資産の部の(ロ)の表中「建物減価却引当金」や「建物減価却累計額」を削り、「構築物減価却引当金」や「構築物減価却累計額」を削り、「機械及び装置減価却引当金」や「機械及び装置減価却累計額」を削り、「車両運搬具減価却引当金」や「車両運搬具減価却累計額」を削り、「工具、器具及び備品減価却引当金」や「工具、器具及び備品減価却累計額」を削り、「その他有形固定資産減価却引当金」や「その他有形固定資産減価却累計額」を加える。

規 則

この企業管理規程は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県営企業財務

規程の規定は、昭和五十七年度の決算及び昭和五十八年度の予算から適用する。

企業訓令

鳥取県企業訓令第一号

鳥取県企業局公印規程の一部を改正する等の訓令を次のように定める。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 谷口恒夫

鳥取県企業局公印規程の一部を改正する等の企業訓令

(鳥取県企業局公印規程の一部改正)

第一条 鳥取県企業局公印規程(昭和三十八年五月鳥取県企業訓令第二号)の一部を次のように改正する。

「企業出納員印  
 専用知事印  
 契印  
 (九) (八) (七) (六) (五) (四) (三) (二) (一)

「(九) (八) (七) (六) (五) (四) (三) (二) (一)

佐治発電所建設事務所長  
 企業出納員  
 事務所長  
 事務所長  
 事務所長  
 事務所長  
 事務所長  
 事務所長  
 事務所長  
 事務所長

を

鳥取県佐治発電所建設事務所長印

(+) 鳥取県企業局企業出納員印

(+) 鳥取県企業局企業出納員印

(+) 鳥取県企業局企業出納員印

を

(九) 鳥取県企業局企業出納員印

(+) 鳥取県印  
 取事  
 何專用

(+) 契

に改める。

(鳥取県佐治発電所建設事務所処務規程の廃止)

第二条 鳥取県佐治発電所建設事務所処務規程(昭和五十六年三月鳥取県企業訓令第一号)は、廃止する。

この訓令は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附則